

工事請負指名競争入札における業者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号)第14条第1項の規定に基づき、建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)に係る、指名競争入札に参加する者を指名するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における「業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内業者 市内に本店(本社)を有する者(法人でないときは市内に住所及び営業所を有する者)をいう。
- (2) 準市内業者 市内に支店、営業所又は出張所を有し、届け出のある者をいう。
- (3) 市外業者 上記(1)、(2)以外の者をいう。

(指名業者の要件)

第3条 指名する業者の要件は次のとおりとする。

- (1) 西宮市指名停止基準(昭和63年4月1日から適用)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、国土交通省の資格認定を受けている者を除く。

(指名業者の数)

第4条 1件の入札ごとに指名する業者の数は、概ね30者以内とする。

(市内業者の優先)

第5条 市内業者については、業者育成を図るため市内業者で施工が可能な工事にあっては、極力受注の機会を確保する。

- 2 市内業者のみでは規模、能力その他の事由により入札の成立が見込めないと認められる場合、原則として準市内業者、市外業者の順に指名を行う。

(指名の方法)

第6条 市内業者にあっては、工事請負指名競争入札における業者格付基準(以下「格付基準」という。)に格付のある業種については、格付基準に基づき指名することとする。

- 2 市内業者にあっては、次の各号に該当する場合、格付基準にかかわらず指名することとする。

- (1) 南部地域(塩瀬、山口地域以外)の単価契約の土木工事については、格付基準にかかわらず、「南部地域における単価契約工事業者」に登録している工事業者を指名する。
- (2) 北部地区(塩瀬、山口地域)の単価契約及び予定価格4千万円未満の土木工事については、格付基準にかかわらず当該地区の者を指名する。
なお、予定価格4千万円以上の当該地区の土木工事については、格付基準どおりの指名とする。
- (3) 舗装工事のうち、単価契約及び予定価格1千万円未満の一般契約については、舗装に登録のある工事業者を指名する。
- (4) 塗装工事のうち、単価契約及び予定価格1千万円未満の一般契約については、塗装に登録のある工事業者を指名する。
- (5) 防水工事のうち、単価契約及び予定価格1千万円未満の一般契約については、防水に登録のある工事業者を指名する。
- (6) とび・土工・コンクリート工事のうち、単価契約及び予定価格1千万円未満の一般契約については、とび・土工・コンクリートに登録のある工事業者を指名する。

- (7) 解体工事のうち、単価契約及び予定価格1千万円未満の一般契約については、解体に登録のある工事業者を指名する。ただし、平成31年5月31日までは、とび・土工・コンクリートに登録のある工事業者を含めた指名とする。
- (8) 建具工事のうち、予定価格5百万円未満の契約については、建具に登録のある工事業者を指名する。
- (9) 内装仕上工事のうち、予定価格5百万円未満の契約については、内装仕上に登録のある工事業者を指名する。
- (10) 市内業者で格付を行わない業種のうち、前各号に該当しない工事については、工事複数業種登録者名簿（以下「複数名簿」という。）に登録されている者等を含め指名を行うものとする。
- 3 指名する業者の数が著しく少ない場合、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある場合又は特殊な技術もしくは機械器具等を必要とする場合等、特別な事情があるときは、前2項の規定にかかわらず指名を行うものとする。
（複数名簿登録者の指名）
- 第7条 入札参加業者数が見込めない場合等、特別な事情があるときは、複数名簿に登録されている者等を含め指名を行うものとする。
（制限付き一般競争入札への準用）
- 第8条 この基準は、建設工事に係る、制限付き一般競争入札の入札参加資格の設定に準用する。
（その他）
- 第9条 この基準に定めのない事項については、財務局長が別に定める。

付 則

この基準は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成6年5月26日から適用する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成14年4月17日から適用する。

付 則

この基準は、平成15年4月16日から適用する。

付 則

この基準は、平成16年4月15日から適用する。

付 則

この基準は、平成17年4月13日から適用する。

付 則

この基準は、平成18年4月12日から適用する。

付 則

この基準は、平成19年4月11日から適用する。

付 則

この基準は、平成20年4月9日から適用する。

付 則

この基準は、平成20年7月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成21年4月8日から適用する。

付 則

この基準は、平成22年4月6日から適用する。

付 則

この基準は、平成23年4月6日から適用する。

付 則

この基準は、平成24年4月4日から適用する。

付 則

この基準は、平成25年4月10日から適用する。

付 則

この基準は、平成26年4月9日から適用する。

付 則

この基準は、平成27年4月8日から適用する。

付 則

この基準は、平成28年4月6日から適用する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。